

特別養護老人ホームにしき園 利用料金表

①基本サービス利用に係わる1日当たりの自己負担額

項目	負担割合 負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1 ユニット型 個室	1割負担	682円	753円	828円	901円	971円	
	2割負担	1,364円	1,506円	1,656円	1,802円	1,942円	
	3割負担	2,046円	2,259円	2,484円	2,703円	2,913円	
2 食費の自己 負担限度額 (保険対象外)	利用者負担額 第1段階						300円
	利用者負担額 第2段階						390円
	利用者負担額 第3段階①						650円
	利用者負担額 第3段階②						1,360円
	上記以外 の利用者	(朝食:300円、昼食:600円、夕食:660円)					1,560円
3 居住費の 自己負担額 (保険対象外)	利用者負担額 第1段階						880円
	利用者負担額 第2段階						880円
	利用者負担額 第3段階①						1,370円
	利用者負担額 第3段階②						1,370円
	上記以外 の利用者						2,070円

※生活保護(介護扶助)を受給されている方は上記項目1の負担はありません。

◎介護保険負担限度額認定証による利用者負担額の段階(申請により認定証を発行されている人)

第1段階	本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者か生活保護受給者。及び預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の人
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円以下。及び預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の人
第3段階①	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下。及び預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の人
第3段階②	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超。及び預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の人

※世帯が違っていても配偶者が住民税を課税されている場合は対象外となります。

②加算料金(利用者負担の割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の一部負担額となります)

加算項目	サービス利用 一部負担額 (1割負担の場合)	入所者全員から いただいている加算
1 日常生活継続支援加算(2.ユニット型)	46円/日	○
2 看護体制加算 ①看護職員を常勤換算方法で2名以上配置 ②病院等と24時間連絡できる体制を確保	(Iイ) 12円/日	○
	(IIイ) 23円/日	○
3 夜勤職員配置加算(ユニット型) ●夜勤職員の最低基準を1以上上回って配置。(IVイ) は夜間時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施 できる職員を配置	(IIイ) 46円/日	○
	(IVイ) 61円/日	
4 生活機能向上連携加算 ※(I)と(II)いずれかを算定。(I)は3月/回を限度 〔個別機能訓練加算を算定している場合は100円/日〕	(I) 100円/月	
	(II) 200円/月	
5 個別機能訓練加算 ●(I)は専従の機能訓練指導員を1名以上配置して介護職員等と共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合。(II)は機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出した場合	(I) 12円/日	○
	(II) 20円/月	○
6 ADL維持等加算 ①バーセル・インデックス(日常生活に必要な動作を10種類に分類したもの)を使用して個別機能訓練計画を作成し、訓練を実施してそれらの情報を厚生労働省に提供した場合 ②(I)は調整済ADL利得が1以上、(II)は調整済ADL利得が3以上の場合 ※(I)と(II)いずれかを算定	(I) 30円/月	○
	(II) 60円/月	
7 若年性認知症利用者受入加算	120円/日	

加算項目		サービス利用 一部負担額	入所者全員から いただいている加算
8	精神科医療養指導加算 ●認知症の入所者が全入所者の3分の1を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合	5 円/日	○
9	外泊時費用 ●病院等への入院を要した場合及び自宅等への外泊を認めた場合 【宿泊初日、帰園日を除き月に6日を限度】	246 円/日	
10	外泊時在宅サービス利用費用 ●自宅等へ外泊した期間に、当施設に在宅サービス（紙おむつの交換等）を依頼して、サービスの提供を行った場合 【宿泊初日、帰園日を除き月に6日を限度】	560 円/日	
11	初期加算 【入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様】	30 円/日	○
12	退所時栄養情報連携加算	70 円/回	
13	再入所時栄養連携加算 ●入所者が入院により施設を退所し、再入所する際に施設の管理栄養士が病院等の管理衛生士と連携して栄養ケア計画を作成した場合 【入所者1人につき1回を限度】	200 円/回	
14	退所前訪問相談援助加算	460 円/回	
15	退所後訪問相談援助加算	460 円/回	
16	退所時相談援助加算	400 円/回	
17	退所前連携加算	500 円/回	
18	退所時情報提供加算	250 円/回	
19	協力医療機関連携加算1 ●医師又は看護職員が相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時の入院受け入れ体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50 円/月	○
20	栄養マネジメント強化加算 ①週3回以上ミールラウンド（食事の観察）を実施 ②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種共同で作成した栄養ケア計画を実施して、問題がある時は早期に対応する ③上記②の情報を厚生労働省に提出し、評価された情報を活用する ※上記①～③を全て行った場合。	11 円/日	
21	経口移行加算	28 円/日	
22	経口維持加算 ①(I)は現在、経口により食事を摂取している入所者で摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種共同で食事の観察及び会議等を行って経口維持計画を作成し、計画に従い管理栄養士が栄養管理を行った場合 ②(II)は上記(I)を算定し、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	(I)	400 円/月
		(II)	100 円/月
23	口腔衛生管理加算 ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対して入所者に係る口腔ケアの具体的な技術的指導などを行う ②口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、評価された情報を活用する ※上記①と②を行った場合	(II)	110 円/月
24	療養食加算 ●疾病治療の直接手段として、医師が発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合 【1日につき3回を限度】	6 円/回	
25	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間及び深夜を除く勤務時間外	325 円/回
		早朝(6:00～8:00) 夜間(18:00～22:01)	650 円/回
		深夜(22:00～6:00)	1,300 円/回
26	看取り介護加算(II) ●医師が一般に認められている医学的知見で回復の見込みがないと判断した入所者に対し、看取りに関する指針に基づき看取り介護計画を作成して、入所者、ご家族等に同意を得た上で入所者の状態又は家族の求め等に応じて随、医師等と連携しながら介護を行った場合	死亡日を含め 31～45日目まで	72 円/日
		死亡日を含め 4～30日目まで	144 円/日
		死亡日前々日及び 死亡日前日	780 円/日
		死亡日	1,580 円/日

加算項目		サービス利用 一部負担額	入所者全員から いただいている加算
27	認知症専門ケア加算 ●入所者の総数の内、認知症の日常生活自立度がⅢ～Ⅳに該当する入所者の占める割合が1/2以上で入所者本人が認知症の日常生活自立度Ⅲ～Ⅳに該当している場合	(Ⅰ) 3 円/日	
28	認知症チームケア推進加算Ⅱ ●認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んで認知症ケアを実施した場合	(Ⅱ) 120 円/月	
29	認知症行動・心理症緊急対応加算【7日間限度】	200 円/日	
30	褥瘡マネジメント加算 ①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価し、少なくとも3月に1回評価及び見直しを行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、厚生労働省から評価された情報を活用して褥瘡管理を行う ②上記①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員等が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する ※(Ⅰ)～(Ⅱ)のいずれかを算定	(Ⅰ) 褥瘡の発生あり 3 円/月	
		(Ⅱ) 褥瘡の発生なし 13 円/月	○
31	排せつ支援加算 ①排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価すると共に、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出する ②上記①の評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつ介護の要因を分析し、支援計画の作成並びに支援を継続的に実施して少なくとも3月に1回入所者ごとに支援計画の見直しを行う ※上記①と②を行った場合に(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定	(Ⅰ) 排尿・排便どちらも改善なし 10 円/月	
		(Ⅱ) 排尿・排便のどちらかが改善、またはおむつ使用ありからなしに改善 15 円/月	
		(Ⅲ) 排尿・排便のどちらかが改善、かつ、おむつ使用ありからなしに改善 20 円/月	
32	自立支援促進加算 ①医師が入所者ごとに、自立支援に必要な医学的評価（初回評価後は少なくとも3月に1回評価を見直す）を行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加する。 ②上記①の医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同し、自立支援に係る支援計画の作成、支援を実施して、その結果等を厚生労働省に提出する。また、厚生労働省から評価された有効な情報を自立支援促進の実施に活用し、少なくとも3月に1回入所者ごとに支援計画の見直しを行う。	280 円/月	○
33	科学的介護推進体制加算 ●入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に係る基本的な情報等を少なくとも3月に1回入所者ごとに見直しして厚生労働省に提出し、厚生労働省から評価された情報を活用した場合。	(Ⅱ) 50 円/月	○
34	安全対策体制加算 ●施設内に設置した安全対策部門に、安全対策についての外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合（施設入所時に1回を限度として算定）	20 円/月	○
35	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ●協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等（くしもと町立病院）と連携して適切に対応し、かつ、地域の医師会または協力医療機関等と定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加した場合	10 円/月	○
36	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ●3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けて、施設内での感染を予防します。	5 円/月	○
37	生産性向上推進体制加算 ●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた活動を行っている場合	(Ⅱ) 10 円/月	○
38	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	利用した月の介護保険対象合計額の 14 %	○

※○印をつけている項目以外にも、施設の体制変更やご利用者様の身体状態等に応じて加算項目に該当するものが発生した場合には、その都度該当項目のサービス利用一部負担額が発生しますのでご了承下さい。